

2025 年度外国人県民による多文化共生日本語スピーチコンテスト開催要領

1 趣 旨

外国人県民が自分の思いや考えを日本語で伝えようとする意識の高揚を図るとともに、多文化共生に対する県民の理解を促進するものである。

2 主 催

愛知県

3 本選開催期日（予定）

2025 年 8 月 23 日（土） 午後 1 時から午後 4 時 40 分まで

4 本 選 会 場（予定）

愛知県図書館

名古屋市中区三の丸一丁目 9 - 3

5 本 選 次 第（予定）

13 : 00 開会

13 : 10 スピーチ発表

15 : 00 最終審査及びアトラクション

16 : 10 最終審査の結果発表、表彰並びに講評

16 : 40 閉会

6 募 集 対 象

愛知県内に在学、在勤又は在住する者かつ母語※が日本語以外の者で、次の（１）から（３）に示す部門別の要件を満たす者。

（１）小学生の部

2013 年 4 月 2 日から 2019 年 4 月 1 日までに生まれた者

（２）中学生・高校生の部

2007 年 4 月 2 日から 2013 年 4 月 1 日までに生まれた者

（３）一般の部

2007 年 4 月 1 日以前に生まれた者

※ 個人が最初に接触、あるいは習得する言語。

7 スピーチの内容

心に思っていることや感じていることなどを、自由な主題を取り上げて日本語でまとめたもの。

8 応 募 手 続

（１）応募者は、次のアとイに示す部門別の要件を満たすスピーチ原稿を作成する。

なお、応募できるスピーチ原稿は、応募者 1 人につき 1 作品とし、原則として、未発表かつ他のコンテスト等に応募予定のないものとする。ただし、別表に定める外国人県民対象のスピーチコンテストに応募したスピーチ原稿については、応募することができる。

ア 小学生の部

スピーチの内容を制限時間 3 分以内（※ 1）で発表できるように、A 4 判 400 字詰縦書原稿用紙を用いて、スピーチ原稿を作成すること。

① スピーチのタイトル

② 所属団体名※ 2

③ 学年又は生年月日

④ 氏名

⑤ 母語

⑥ 2025 年 4 月 1 日時点の在日年月数※ 3

⑦ 愛知県「多文化共生日本語スピーチコンテスト」の本選出場経験の有無

イ 中学生・高校生の部及び一般の部

スピーチの内容を制限時間 5 分以内（※ 1）で発表できるように、A 4 判 400 字詰縦書原稿用紙を用いて、スピーチ原稿を作成すること。

- ① スピーチのタイトル
- ② 所属団体名※ 2
- ③ 学年又は生年月日
- ④ 氏名
- ⑤ 母語
- ⑥ 2025 年 4 月 1 日時点の在日年月数※ 3
- ⑦ 愛知県「多文化共生日本語スピーチコンテスト」の本選出場経験の有無

※ 1 制限時間を超えると、減点となるため注意すること。

※ 2 所属団体を通じて応募しない場合は記入不要とする。

※ 3 3 か月を超える一時帰国の経験がある者は、一時帰国の期間を除いた合計の在日年月数を記入する。

- (2) スピーチ原稿を愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室へ郵送又は持参するか、Microsoft Forms で応募する。郵送又は持参の場合、チラシに添付されている申込用紙に、所属団体であれば担当者の、個人であれば応募者の氏名・連絡先を記載の上、原稿用紙と一緒に提出すること。

9 審査・表彰

別に定める「外国人県民による多文化共生日本語スピーチコンテスト審査要領」に基づき、以下のとおり審査及び表彰を行う。

(1) 第一次審査

審査員は、応募されたスピーチ原稿を審査し、20 名を上限として、本選出場者を選考する。

(2) 最終審査

審査員は、第一次審査によって選考された本選出場者が行うスピーチを審査し、各部門の最優秀賞を始め賞を決定する。

(3) 表彰

本 選 出 場 者	部門	内容
	最優秀賞	各部門 1 名に、賞状及び副賞（図書カード 10,000 円）を贈呈。
	優秀賞	各部門 1 名に、賞状及び副賞（図書カード 5,000 円）を贈呈。
	特別賞	4 名に、賞状及び副賞（図書カード 5,000 円）を贈呈。
	奨励賞	上記を除く本選出場者全員に賞状及び（図書カード 3,000 円）を贈呈
	努力賞	本選出場者を除く応募者全員に、賞状及び大会参加記念品を贈呈。

10 そ の 他

- (1) スピーチ原稿について、他者の作品に応募する等の不正行為を行った者は、応募を無効とし、「外国人県民による多文化共生日本語スピーチコンテスト」の本選において受賞があった場合は受賞を取り消す。
- (2) 応募されたスピーチ原稿は返却しない。
- (3) 「外国人県民による多文化共生日本語スピーチコンテスト」の本選出場者について、愛知県の広報等において、氏名、所属団体、学年あるいは年齢、母語を公表する。
- (4) 「外国人県民による多文化共生日本語スピーチコンテスト」の本選について、当日の様子を記録撮影し、写真及び動画を愛知県の広報に活用することができるものとする。
- (5) 「外国人県民による多文化共生日本語スピーチコンテスト」の本選の様子を撮影した動画について、本選出場者や保護者の同意を得た上で、動画投稿サイト (YouTube) にて公開することができるものとする。

- (6) 本選出場者の自宅から会場間の旅費は県が負担する。なお、「小学生の部」及び「中学生・高校生の部」の本選出場者に、保護者が付き添う場合は、出場者1名につき、保護者1名分の旅費も負担する。

別表（開催要領 第8（1）関係）

2025年度「外国人県民による多文化共生日本語スピーチコンテスト」にスピーチ原稿を応募できる外国人県民対象のスピーチコンテスト

スピーチコンテスト名	主催者
第15回東三河日本語スピーチコンテスト	東三河日本語スピーチコンテスト実行委員会、（公財）豊橋市国際交流協会、（公財）豊川市国際交流協会、蒲郡国際交流協会、新城市国際交流協会、（特非）たはら国際交流協会